

る無料収集を行うなど、いたれりつくせりのサービスをする思いやりぶりであります。

騒音をまき散らす危険な基地はいらないとの住民の声には耳を傾けず、安保条約に賛成であると言っただけから、基地返還運動に取り組むことを拒否して、ひたすら基地を擁護し続けてまいりました。基地に対してサービスをする一方で、市民に対してはどうだったでしょうか。消費税に苦しむ市民に対しては前年に引き続き何一つその対策を取りませんでしたし、その上、国民健康保険税の五年連続の引き上げ、保育料の引き上げ、また窓口手数料の引き上げなど、住民負担の強化を進めてきたではありませんか。こうした住民負担の強化とともに、住民の暮らしを守る施策も大変貧弱であります。暮らしを守る中心である民生費においては、他市に先駆けて実施したものは何一つありませんでした。また、新規施策とレベルアップに充当した一般財源は五百万円足らずであり、まことに微々たるものであります。それにもかかわらず、市当局は福生市の福祉の水準は三多摩二十六市中中程度と答弁することは、市民の認識と大きくかけ離れているものであります。

福生市が市民の暮らしを守る点で、どれほど力を入れているかという点で、その中心となっている民生費について少し立ち入って見てみたいと思います。そうすれば大変はつきりとしております。民生費の総額や厚生費などの見かけ上の比較ではなく、民生費にどれだけ一般財源を充当しているか、それが住民一人当たりになるとどれぐらいになるのか、その比較を見れば極めてはつきりしています。そこで数字を申し上げたいと思います。二十六市中最下位の秋川市、住民一人当たり二万一千三百二十円、二十五番目福生市二万四千七百六十円、二十四番目の青梅市が二万六千三百円、ずっといきまして、第三番目が武蔵村山市の四万三千五百円、二番目の立川市が四万六千円、一番目の田無市の五万一千四百九十円など、こうした数字を見ますとはつきりしていると思います。三多摩二十六市の平均が一人当たり三万三千九百二十五円です。もしここまで引き上げるとすれば、一般財源は総額で五億三千万円必要となります。この財源を充当するならばどれほど多くの施策をすることができるか、本当に夢が膨らむではありませんか。そこまでいなくても、二十四番目の青梅市と同じにするだけでも総額八千九百万円の財源になります。こ

れだけ一般財源を活用するならば、老人入院見舞金制度の実施、乳幼児医療費無料化制度の実施、また家賃補助制度の実施などなど、少なからぬ施策を直ちに実施することが可能ではありませんか。こうした民生費を分析的に見るだけでも石川市政がこの分野にいかに入力を入れているかということがはつきりしていると思えます。それにもかかわらず、二十六市の平均並みだと言う答弁はただ本当に市民の認識とかけ離れた、うつろに響くだけの答弁だと私は思います。

また、義務教育での父母負担も大変な金額になっております。今、中学生が学校に納める金額は三年間平均いたしますと月々七千円にも上っております。教育委員会が平成二年度の予算に対してさらなる私費負担の軽減をという貴重な意見を付けましたが、しかし、こうした貴重な意見が反映されたとはとても思えない決算でありました。修学旅行費の補助金小学生五百円、中学生千円のアップ、補助教材費補助での小学生二百円、中学生三百四十八円のアップにしか過ぎません。どの子供にも行き届いた教育の充実と、そして父母負担の軽減を一層進める立場から、この場におきましてこうした点を指摘しておくものであります。

住民に対する政治姿勢では、まちづくりの点でもやはり厳しく問われなければならないと思います。熊川地区の区画整理事業においては、再三にわたる予算計上するなという声にもかかわらず計上し、年度途中での減額補正をやるということを繰り返してまいりました。住民の声を生かしたまちづくりを進める視点に欠落していると指摘するものであります。

また、市長自身が多くの土地を所有する田園西地区においての区画整理事業を進めるなどもやはり厳しく問われなければならない問題であります。

以上、幾つかの点を指摘いたしました。それでは石川市政は一体この年度何を中心にやってきたのでしょうか。それは他市にも比較して、ずば抜けてぬきん出ているものはあくなきため込み主義になお一層力を入れた年だということであり、福生市の二年度末の積立金は、特定目的基金で総額百一億五千万円であり、ちなみに、二十六市の積立金、住民一人当たりで見ますと、二十六番目の八王子市が三万五千五百円、二十五番目の東村山市五万一千七百四十一円、二十四番目町田市五万六千五百七十二円

から始まりまして、第三番目武蔵野市十三万七千八百八十三円、二番目国分寺市十三万九千六百五十三円、そして、はるかにこれを引き離して第一番目が福生市、十九万一千六百二十二円であります。だんとうであります。しかも、平成二年度中においては二十八億五千万円も積み立てをいたしました。それに要した一般財源は二十一億五千万円であります。言い換えれば平成二年度で一般財源を最も多く充当したのは積立金ではありませんか。民生費に充当した十四億四千万円の一・五倍にもなるわけでございます。

暮らしを守る中心である民生費の一般充当は、三多摩二十六市中二十五番目、ぶりから二番、その一方で積立金はだんとうの第一番目であります。だからこそ、私たちは福祉を削ってのため込み主義と批判するものであります。よくこうした積立金に対しまして、起債残高がたぐさんあるとか、債務負担があるなどと言う方がありますけれども、積立金と本質的にこうしたものは違うものでありまして、およそ財政に十分知識を持たない人たちをだますすり替えてしかありません。幾らいろいろの理由を付けましても、ため込みを擁護しようとしても、数字はみごとにそのあくなきため込み主義を証明しているではありませんか。これが石川市政の実態ではないでしょうか。市長みずからこうした点を反省され、地方自治本来の基本に戻ること強く要求いたしましたして、私どもの反対討論といたすものであります。

(二十三番 仲村清信君登壇)

○二十三番(仲村清信君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号、平成二年度福生市一般会計決算につきまして賛成の立場から討論を行います。

本決算については、過日の決算特別委員会において慎重に審議されたとおり、実質収支で四億八千六百万余円の黒字決算となっております。個別、細かい点ではいろいろと考え方の中において改善をしていかなければならない点、そういったものもありますけれども、基本的には第二期福生市総合計画によりまちづくりのスタートの年として、また特に市制施行二十周年の節目の年として記念事業初め、評価すべきところの多い年であったと思います。決算において財政力指数も少々ではございますけれども、改善年度にして向上しております。また、計上収支比率四・二ポイント好転し、六七・二％となりました。公債比率は八・七％で、前年度と比較して〇・五ポイント減少しております。こういった基本的な数値の上から財

政を判断していきますと、財政状況は健全に推移されていると考えられます。

特に、問題にされておりますこの基金につきましては、特定目的基金が百十一億五千万円ほどありますが、このうち退職手当組合特別負担金準備基金、庁舎建設基金、育英基金、市営住宅管理基金、財政調整基金、学校施設等整備基金、国際交流基金、ふるさと基金、この八つの基金は合計いたしました四十七億一千万円余り、これはそれぞれの目的達成のための基金でありまして、たくさん積んであるからと言いつてもこれは使用する先が決まっておると、そういったもの、また財政調整基金等におきましては緊急時の財源調整のためにどうしても必要な基金でございます。

福生市は御案内のように財政力が自前でやっていけるだけの数値、まだ一ポイントまでならないわけでございます。こういった基金の積み立てというのは大変重要な問題ではないかと考えられます。また、都市整備基金、六十四億三千万円余りにつきましても、なぜこれを積み立てているのかと、これは御案内のように福祉センター、そして福生地区に体育館の建設、田園西地区土地区画整理、これから大きな問題として取り上げていかなければいけないごみ問題の処理をどうするかということ、西多摩衛生組合関係経費、新たな焼却炉等の設置になりますと膨大なお金が必要となります。こういった大型事業を市民の幸のため、推進していくためにどうしても財源の積み立てをしておく必要があると、私はそのように理解をしております。

さらに、起債をし、借り入れている金が四十八億余円、土地開発公社が用地の先行取得のために借り入れている金で、市が事業をやるときに買い戻さなければならぬ額が七十五億余円があります。この借入額の合計は百二十三億余円になっておりまして、この額は都市施設整備基金の約二倍となっております。わかりやすく申し上げますと、貯金よりは借金の方が倍あるということでございますね。

そういったことで、市民の要望を着実に実現し、満たしていくためには先行的に土地も取得しておかなければならない、そうした基金を積み立てるといふ懸命な財政運営が進められていかなければ、小さな、財政力のない福生市の将来の展望というものが望めない、こんなふうにも考えられるわけでございます。起債にしても、債務負担にしても、これからの年度で返済をしていかなければならないわけです。ま

た、御案内のように国や都における本年度の法人税を中心とする歳入の落ち込みは大変なものがあるというやに聞いております。依存財源の多い福生市はこれらの影響が地方交付税等にも出てくる、そんな危惧をされるところでございます。

私は、この基金をうまく使って、計画的な事業執行と財政運営を行っていただいて、市民から多くの要望されております、そういった事業の完成をしていただきたい、何としても、いろいろの施策をしていく上におきましても裏付けがなければ市民の要望を満たすということは不可能でございます。

今後とも一層の効率的な、そしてまた将来を展望した「輝くまち福生」を目指しまして、理事者初め皆さま方に一段の御努力を期待いたしまして賛成の討論とさせていただきます。

(十三番 遠藤洋一君登壇)

○十三番(遠藤洋一君) 平成二年度、一九九〇年度、福生市一般会計認定に反対する討論を行います。

私は、二つのことだけで反対討論をしていきたいと思っております。一つは基地と私たち福生市民ということで考えたいと思います。今度の決算の中で、三日間の審議の中ではっきりしましたけれども、私たちと、そして横田基地との間の関係がこの決算の中でも明確になってきたものが幾つもあります。例えば決算の中で福生市に在住している横田基地の軍人軍属のは九百四十名だというふうになっております。その中でごみや軽自動車税や、あるいは住民税分、あるいは住民税、その他にかかわる人件費等を計算すると、約一億四千二百六十六千円というのがこの影響額であるというように形で決算の中でも出てきました。

しかしながら、こうした横田基地の影響額に対して福生市が市民の安全や、そして健康を守るために基地に対して一体何をしたのかということを考えます、大変に少ないと言わざるを得ません。基地の影響が最も大きい、例えば騒音のデータの公開の一つの問題にしましても、議会での答弁の範囲以上は市民の要求には応えないということをはっきりと言っております。こうしたことが、私は横田基地と福生市民との関係の中で、この予算の中では大変に希薄であると言わざるを得ないと思えます。私たちの生活の中にかかわる横田基地の存在が、昨日、一昨日、その前の日の横田基地での騒音のことを考えると非常に大きい中で、この総額百七十億円を超す予算の中で、決算の中で大変に私たちとこの基地のかかわりが少ない、

そういう市政が行われているというふうに思っています。基地と私たちとの関係を正常にもっていくためにも、私は決算の中でももっと多くの予算が、私たちの健康を考えるために、基地との間の関係を正常化するために使われるべきではなかったかと思っております。

またもう一つは、非常に厳しい財政状況と言いながら、市幹部職員に対する納税者に対する意識、あるいは公金の使用についての意識の非常に希薄さというものを感じます。例えば教育委員会の質疑の中で、教育関係者研究調査についての質問の際に、市のバスを使うから経費はかかりませんと言ったような答弁が平然と行われています。少なくとも私は、市長はこうした公金の使用、納税者に対する意識をはっきり持つことが必要ではないかと思っております。いやしくも六万の市民、六万の納税者の代表として、納税者についての利益を守るためにも私はこうした公金の使用に関する毅然とした態度が必要ではないかと思っております。こうしたことにつきましても、今、松山議員からも指摘のありました基金の積み立ての問題にも指摘をしておきたいと思っております。私は今あるお金は今ある市民のために使われるのが当然だろうというふうにも考えています。積立金が一人平均三多摩第一ということを考えましても、この決算は、私は市民のためにはならない決算であったというふうに考えたいと思っております。

こうしたことから、私は今回の一般会計の決算については、市長の最大の使命であるところの、市民の生命も財産や健康を守るという点から考えても、あるいは納税者の最大の重要事であるところの、いかに公金を使うかという二つのことから考えても、とても認定しがたいものだというふうに考え、討論いたします。以上です。

(五番 野口秀世君登壇)

○五番(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号、平成二年度福生市一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本年は市制二十周年の年にあたり多くの記念事業が実施されました。たくさんの方々の参加をいただき、それぞれ大きな成果が得られたと報告されております。大変喜ばしいことでございます。これを契機にさらなる取り組みを期待しております。

さて、決算の内容を見ますと、決算額において市民一人当たり二十九万六千五百九十五円と二十六市中でも上位にあり、税収は十二万四千八百余円と二十四番目でございます。依存財源が頼りというところは例年のとおりでございます。自主財源の少ない中で財源確保、特に補助金獲得につきましては決算審査の中でも明らかなように、理事者を初めとする関係者の御努力に心から敬意を表する次第でございます。

また、歳出におきまして特に市民生活にかかわりの深い福祉、教育の決算額を見ますと、民生費は一人当たり五万八千二百円で二十六市中でも中ほどでございますけれども、教育費は五万四千四十七円と二十六市中でも上位になっております。理事者側の努力の結果があらわれていることと思えます。

最後に一つだけ申し上げさせていただければ、この平成二年という年は新基本構想に基づく「輝くまち福生」づくりのスタートの年でもありました。そういう意味では施策の面でも、それに伴う予算の面でももう一歩大きく踏み出していただきたかなというふうな感じもいたします。

さて、現在平成四年度の予算編成も最終段階だと思えます。ぜひ、すばらしいまちづくりを目指し、A C C作戦の言葉どおり果敢にチャレンジしていただきたいと一言お願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

(十四番 小野沢 久君登壇)

○十四番(小野沢 久君) それでは議案第九十四号、平成二年度福生市一般会計決算認定について、民主クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきますと思います。

一般会計決算総額百七十七億九千九百万円のうち、自主財源は五五・五％、依存財源四四・五％ということで、前年比〇・八％の自主財源が増加したものの、相変わらず依存財源のウェイトが高く、財政力指数ではワースト三であり、厳しい財政状況の中での運営でありました。

市税の徴収率を見ますと、現年課税分については九七・九％で、二十六市中下から二番目であります。不能欠損は前年より大幅に減少しておりますが、収納未済額は逆に六千万増加しております。税の公平ということを考え、なお一層の努力を期待するものであります。

歳出面では、市制二十周年記念事業が大きなポイントとなっております。二十三事業、四千七百八十

万円余りの予算で、事業への参加及び入場者を合わせますと延べで二万六千五百余人余り、実に市民の四五％余りの方が何らかの形で参加をしているということ、大変成果が上がったのではないかと思います。

また、大きな社会問題となっておりますごみの関係につきましても、リサイクルに対する奨励金のアップと同時に回収業者への助成も行われ、リサイクルセンターの改修工事も行われました。金額的にはわず

かではありましたが、ごみに対する考え方の一歩前進したあらわれではないかと思えます。多摩川中央公園がオープンされ、福生駅東口の公園新設、熊川緑地の買収、牛浜駅東口の公衆トイレ、あるいは各公園のトイレの改修工事も行われました。三Kと言われたトイレのイメージアップ、それと同

時に福生市のイメージアップが若干でも図られたのではないかと考えております。教育関係では、第六小学校の内装改良工事によりランチルームと談話室が完成し、大変喜ばれているところであります。それと同時に各小・中学校の整備も行われ、教育に対する熱意もうかがわれるところであります。念願でありました学校開放のための校庭へのトイレの設置、あるいは校庭照明といった事業も進められております。

そういう成果の中で、駐留軍関係の対策費、一人二万円を支給するために五十万七千六百円の支給をしなればならないという理解しがたいこともありましたが、概ね市民の要望に対応することができた決算ではなかったかと評価し、賛成をするものであります。

○議長(赤星行人君) 以上で討論を終わります。

これより議案第九十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(赤星行人君) 起立多数であります。よって議案第九十四号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（赤星行人君） 日程第四 議案第九十五号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号、平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、一人当たりの医療費がどれくらいなのか、また滞納所帯について保険基盤安定制度ができて以降の市の影響額がどのくらいか。国民健康保険税の課税ミスにおける決算への影響及び各市としてその措置について伺いたい。

理事者より、一人当たりの医療費について八万三千四百九十六円で、二十六市中二十六番目である。これは当市では健康施策や予防的な検診などの活用の中で最下位となっているものと思う。また他市の一人当たりの医療費の最高は、小平市の十万七千二百八十六円である。また滞納所帯については二百七十七所帯である。また、基盤安定制度ができて以降の影響額は二百七十六万七千円という形になっている。平成二年度分については過年度課税という形として、平成三年度で処理をしているとの答弁があり、医院税率アップ分等自然増分という形の内訳であるとか、現実に保険税の未納額等を考えていくとき、全体としては被保険者にしわ寄せが強い決算と思うので反対である。反対、賛成等の意見があり、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり認定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規程に従い、最初に反対者から発言を願います。

まず十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第九十五号、平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計決算は、国庫の負担率の引き下げと東京都のペナルティー、保険基盤安定制度による歳入不足を保険税の値上げで被保険者に肩代わりさせたものであり、とても認定できるものではありません。保険税の値上げは昭和六十一年度より毎年値上げを行い、平成二年度で五年連続の値上げとなりました。福生市の国保加入世帯の二〇％は無収入世帯であります。それなのに保険税の値上げの主なもの均等割であり、無収入の世帯に著しい負担増となっています。その結果、保険税を納めたくとも納められない世帯が増加しています。この特別会計での当初予算での保険税の値上げ率は五・七三％でしたが、決算では六・五％の値上げとなり、税額も当初の増額見込額二千五百九万八千円が四千四百七万五千円となり、一千八百九十七万七千円と大幅な増となっています。この数字を見ましても、被保険者への負担が大きなものであったと言えます。

本来、国民健康保険制度は国が国民皆保険制度として発足させたものです。国、政府の責任で健全な運営がされなければならないものです。ところが、政府は国保の負担率を一方的に引き下げ、そのしわ寄せを地方自治体と国民に押しつけました。福生市への国保の削減額は平成元年度で約一億二千万円というところです。二年度はそれを上回る額であることは間違いありません。また、保険基盤安定制度ができたために国庫の支出金はまたまた減らされています。その額は当初で五百五十二万三千円と言われましたが、

決算で二百七十六万七千円となりました。政府が新たな制度を作るたびに国庫の補助金が削減されてきています。国庫の補助率の削減から始まり、退職者制度の創設、保険基盤安定制度と、これらすべて国庫からの補助金を削減するためにできた制度であります。

そして、東京都も二十三区並みの保険税を徴収せよということで、特に均等割を二十三区と同額にさせる、そのために、その差に対してペナルティーを課してきています。二十三区と二十七日市が財政的にも違うことははっきりしていますし、都民としても二十三区と二十七日市の格差は歴然としているにもかかわらず、保険税は一緒にしようというのはとても納得がいきません。東京都はこんな理不尽なペナルティーを即刻やめるべきです。

国や都のこのような制度の改悪がされてから、福生市の保険税の値上げが始まったのです。高い保険税を少しでも納税しやすいようにと各自治体は一般会計からの繰入金を行っています。福生市の繰入金はこの二年度では被保険者一人当たり一万三千百五十三円であり、二十六市中二十三位という低い額になっています。福生市の繰入金は二十六市の平均を大きく下回っており、このことも合わせて保険税の値上げに拍車をかけています。

国保の加入者は年々高齢者層がふえてきています。無収入者の比率が高くなっていくというのに政府は補助金の削減を行い、東京都はペナルティーを行う、そのもとで自治体は国保の健全運営の名のもとに保険税の値上げを行っていく、これでは被保険者の命と暮らしはおびやかされるばかりです。

以上、申し述べてまいりましたように、その責任の大半は国、政府にあります。被保険者である市民の皆さんの命と暮らしを守るべき地方自治体が国や都の言いなりになって、保険税の値上げを毎年行っているために、国や都のこのようなやり方に毅然と反対をして、国の主人公である国民、市民の命と暮らしを守るため国庫負担率をもとに戻し、都のペナルティー廃止の運動を強力に進めていただきたいと強く要望いたします。そして、保険税の値上げは行わない、一般会計からの繰入金は二十七日市のトップとなるよう、増額をするよう申し述べまして、私の反対討論といたします。

(五番 野口秀世君登壇)

○五番(野口秀世君) お許しをいただきまして、議案第九十五号、平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の討論をさせていただきます。

本議案につきましては、ただいま委員長の報告どおり、厚生委員会におきまして賛成多数をもって認定すべきものと可決されております。福生市におきましても、高齢化の進行や若年層の国保離れに伴い関税力の低下等により相変わらず厳しい現状であることは周知のとおりであります。そのような中、国民健康保険運営協議会の答申を基本にしまして極力許容できる範囲の税の改正を行い、また、一般会計からの繰入金を前年度と同額出資によって健全運営されております。

本来、国保財政は独立採算の運営でなければならぬのですが、財源不足を補てんする上からも妥当な処置であります。保険税の改正については被保険者の負担増にならないよう配慮しながら、一人当たり三・三六%と抑えた改正であり、諸状況を考え合わせますとやむを得ないものと判断するものであります。また、保険税の未納者の増につきましては、その対応策としまして被保険者の納税意識の高揚や、国保に対する理解等PRに努め、今後とも税の収納率の向上等に一層努力され、国保の健全運営を図るよう要望いたします。

なお、今回おきました誤課税につきましては、非常に厳しい財政事情を考えると絶対にあってはならないことでありますので、反省を踏まえ、今後十分検討し、万全を期されることをお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長(赤星行人君) 以上で討論を終わります。

これより議案第九十五号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって議案第九十五号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（赤星行人君） 一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五 議案第九十六号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第九十六号、平成二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より医療費の患者一部負担額の総額と、患者の延べ人員を伺いたい。理事者より、一部負担額の総額で五千二百二十八万四千四百二十二円となっているが、これは入院一日四百円、外来は一ヵ月八百円ということであるが、その月によってその人がかかった実績ということとで端数が出てくる。また入院について二千五百三十件、入院外は三万三千五百二十五件、歯科が二千六百六十件で、合計三万八千七百十五件である。医院一部負担金額については、当市の基金の総額から考え、政策的に独自に無料化を行っても差し支える額ではないと思うし、その考え方が当初においてもなかった。本会計決算に対しては、制度そのものの問題を含めて賛成できないとの意見があり、起立により採択の結果、賛成多数で原案のとおり認定い

たしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規程に従い、最初に反対者から発言を願います。まず十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第九十六号、平成二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計は、高齢者の皆さんの医療費を有料にするためにできたものです。政府は高齢者の皆さんの医療費を抑制するために老人保健法を創設しました。この制度は昭和五十八年二月一日より施行され、以来、高齢者の皆さんは劣悪な年金と差別医療のもとで豊かな日本とはほど遠い生活を余儀なくされています。しかも、政府は昭和六十二年一月より老人保健法の改悪を行い、高齢者の皆さんの患者負担金を大幅に値上げをし、さらに医療の差別を行ってきました。その上、高齢者の福祉のためと称して消費税が導入されたにもかかわらず、政府はさらに負担と犠牲を強いる老人保健法をまたまた改悪をしました。

来年の一月一日より、外来の患者負担は八百円から九百円となり、入院の患者負担は日額四百円から六百円となります。一九九三年度、一九九四年度は外来を千円とし、入院は日額七百円とするとしています。それ以降、一九九五年からはスライド制を導入することとしています。これにより患者負担は国会の審議をすることなしに自動的に引き上げられることとなります。この改悪により高齢者の患者負担金は大幅な値上げになるのに、国の老人医療費に対する負担金は、老人保健制度発足時は四四・九%だったのが、現

在は三四・六％と引き下げ六千億円を超える減額をしています。このように高齢者の皆さんの医療を狭め、患者負担をますます強めていくためにできたこの特別会計は認められません。

本決算では、患者一部負担金は総額で五千二百八十四万四千円で、一人当たりの平均負担額は一万九千三百二十円となります。この特別会計には高齢者の皆さんの負担金はどこにも計上されていません。これもおかしい会計だと思います。政府は高齢化社会を口実にして高齢者の皆さんの命と暮らしまでおびやかしています。これまで社会に貢献されてきた高齢者の皆さんに、豊かな老後を過ごしていただくために、そしてすべての高齢者の方々が生きてよかったと思われるように、老人福祉法の精神を生かす政治を行うべきと考えます。

以上、申し述べましたように、この特別会計はすべてにおいて高齢者の皆さんを苦しめるものであります。よって、この決算認定に反対するものです。市長におかれましては、国の高齢者いじめに対して、福生市としてでき得る限りの高齢者福祉の充実を図ってくださいますよう要望いたします。私の反対討論といたします。

（五番 野口秀世君登壇）

○五番（野口秀世君） お許しをいただきまして、議案第九十六号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、賛成討論をさせていただきます。

老人保健制度は法の基本的理念であります自助と連体の精神に基づく、老人医療費を公平に負担することが定められており、福生市におきましてもますます進む高齢化の中では、この制度を支える現役世代との負担を適切に分かち合わなければこの制度の長期的安定や存続が図れなくなるわけでありまして、有料化は仕方なしではございますけれどもやむを得ないものと思われまします。

当市の老健の歳出決算におきましては、昨年は前年比五・七％増、本年も前年比一〇・三％増と大幅な増となっております。このように年々増加が見込まれる中、本格的な高齢者社会が到来する上に、現状の一部負担金の額は容認できる範囲であると考えないわけにはいかないわけでありまします。また、歳入歳出決算におきましても、予算の範囲内で執行されており、健全な運営であると認められま

す。今後、高齢化社会に向けて高齢者が安心して生活するためにも、本会計制度の健全運営を図られるようお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十六号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は 委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって議案第九十六号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（赤星行人君） 日程第六 議案第九十七号 平成二年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名がございましたので、議案第九十七号、平成二年度福生市下水道事業会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、基地の住宅戸数と二つに分かれて排水しているが、この排水量と、現在、変更条例二条の二項によって小口扱いにしているが、大口扱い一つにした場合との差額について伺いたい。理事者より、基地の関係であるが、平成二年の決算では、西住宅が五百二十一戸で、使用料三十五万九千五百二十九立方メートル。武蔵野地区住宅の件数五百四十五戸で、百四十七万七千五百九十三立方メートル。合計百八十三万七千二百二十二立方メートルである。また大口扱いにした場合との差額であるが、比較すると平成二年

度が三千七百三十九万二千三百九十円である。委員より、下水道事業会計については基地の問題を除いてそう異議があるわけではないが、あえて下水道条例で一項を設けて基地にサービスをするというやり方についてはやめるべきであり、この決算については反対であるとの意見が出ました。

委員より、流量計の保守点検であるが、これはどこに設置されたものか。理事者より、これは基地の關係であるが、武蔵野地区と西住宅地区に二カ所流量計を設置している。この二カ所分の保守点検である。年に二回点検をさせてもらっている。

委員より、未水洗化の問題であるが、この決算では六十五棟取りつけたということで、あと千二百八十棟残っているということだが、水洗化についての今後の取り組みについて伺いたい。理事者より、水洗化できない理由としては、借家人と家主との關係等で水洗化できないものが全体の四九％、それから家屋の老朽化による建てかえ及び取り壊しが四三％を占めている状況である。引き続き個別に訪問し、水洗化していただく方向で努めていきたいと考えている。

委員より、都市下水路のはけ口に以前蛇かごはしてあり、このためにごみがついて悪臭を放っていたが、それが一時取り払われきれいになったが、またここで取りつけた理由はなぜか。理事者より、はけ口のコンクリートの部分が掘られるということで、この防護のために設置したものである。

本案について、審査中に反対の意見がありましたので起立により採決いたしましたところ、賛成多数で認定すべきものと決定した次第であります。当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については会議規則第五十一条の規程に従い、最初に反対者から発言を願います。まず十一番松山

清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第九十七号、平成二年度福生市下水道事業会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

下水道事業においては、米軍横田基地に対して莫大な料金のサービスを継続し続けています。平成二年度におきましても三千七百三十九万二千円のサービスを払い、累計で五億五千万円にも上っております。こうした米軍へのサービスが下水道使用条例二条二項を根拠に行われていますが、同じ条項の適用を受ける市民の減額分は三百五十五万六千三百二十円であり、米軍の十分の一以下であります。条例は本来市民のためにあるものですが、この条例は米軍サービスのために設けられているものでございます。

これまでも私たちは再三再四米軍横田基地へのサービスをやめることを強く主張してまいりました。市長がサービスをやめることを決断するならば直ちに実現できるものであり、またそのことは下水道料金の増収につながるものであります。そのことをなぜやらないのかといえば、根底に基地奉仕の政治姿勢があるからにはかなりません。こうした基地奉仕の姿勢を根本的に転換することを強く要求するとともに、基地への大サービスを含んでいる当決算については反対をするものであります。

簡単であります。以上、反対討論といたすものでございます。

（三番 山下 進君登壇）

○三番（山下 進君） 御指名をいただきましたので、議案第九十七号、平成二年度福生市下水道事業会計決算認定にあたり、賛成の立場から討論いたします。

さて、平成二年度決算における歳入の中で、約三〇％の比率を占める下水道使用料の収入が前年度と比較し一四・一％、八千四百八十四万七千円の増となっています。これは平成元年度に料金改定が実施されたことに伴い、下水道財政が順調に推移していることがうかがえます。なお、国庫支出金及び市債が減額となっているのは工事量の減によるものであり、このことにより歳入決算が前年比一一・三％の減となっていますが、計画に基づき雨水管等の整備も順調に進み、市民にとって快適な生活環境が確保されていく

ものと確信いたします。

次に、歳出ですが、聞くところによりますと、汚水整備率が平成二年度末、全国平均が四四％、三多摩平均が七八％という中で、福生市はいち早く一〇〇％の整備率を達成したことにより、困難な事情等がある未水洗化家庭への積極的なアプローチ、雨水管の整備及び市の基幹施設としての下水道の的確な維持管理が事業計画に基づき執行されたことがうかがえます。具体的には、一、水洗化普及について、各市で同じような困難な問題を抱えている未水洗化対策についての取り組み。二、雨水管の整備について、雨水管の整備率は二八％となり、四系統幹線が整備され、下の川改修事業についても平成五年度を完了目処にして事業が進んでいます。三、管渠清掃及び調査について、管渠清掃及びテレビカメラ調査を実施し、不明水対策として取り組んでいる等、努力と成果が認められます。

以上、現状の中にあつてはごく順調に推移していると思われまふ。今後は福生市基本計画に基づいて水洗化の普及、促進、雨水管渠施設の整備、維持管理の充実、経営の健全化に向けてなお一層の御努力をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（赤星人君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星人君） 起立多数であります。よつて議案第九十七号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（赤星人君） 日程第七 議案第九十八号 平成二年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名がございましたので、議案第九十八号、平成二年度福生市受託水道事業会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、現在水道を利用していない件数は何件あるか。また、その理由を伺いたい。理事者より、現在、水道を利用していない件数は市内に五件ほどある。この対象者は十三人である。理由としては、まず井戸が比較的にいいということと、また給水管として引き込むときの距離的な問題がある。具体的には奥多摩街道に三件ほどあるが、今後、道路が拡張されると配水管が布設されるので、その時点で水道を引いていただけものと思う。

委員より、基地の給水量というのは、聞けば教えていただけるのか。理事者より、需要者としては基地も市民の方も全く同じ見解を東京都はとっており、昭和六十一年度に東京都の方では水道局の電子データ保護規程というものを設けており、使用者データを事業の目的外で局外に提供することを原則的に禁止している。したがって、都の指導で公表は差し控えているとの答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十八号について採決いたします。